

1968.11.1 (No. 409)

# 原子力法制の現状と問題点

東京大学教授

科学技術庁  
原子力局次長日本原子力発電株式会社  
契約課長

〈出席者〉 金沢 良雄

成田 寿治

下山 俊次



かなざわ・よしお先生

はじめに

――この座談会のねらい――

金沢

原子力基本法が制定されましてから約一三年、原子の火が東海村とともにされてから約一年を経た今日、原子力をめぐる内外の環境も現実に則して大きくゆれ動いているようであります。国際的には、「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」が結ばれ、また、近くは核拡散防止条約が結ばれましたが、その効力をめぐって問題が生じている。また、外国の原子力艦船の寄港にからむ問題が生じている。和平利用面では、アメリカの民有化に対応して日米原子力の協定も改訂されまし

た。さらに、わが国の平和利用の軍事転換を防止するための保障措置が国際原子力機関によって行なわれるようになつた。国内的には、昭和三六年に、原子力開発利用長期計画が策定され、四二年に

は、その改訂が行なわれ、これに基づいて原子力開発利用は、新段階へと歩み出

すことになりました。その一是、高速増殖炉と新型転換炉の実用化の推進であり、そのため、動力炉・核燃料開発事業団が発足いたしました。その二是、原子力発電の進展とともに、核燃料サイクルの確立、さらに、濃縮ウラン、プルトニウムなどの特殊核物質の民有化方針であります。その三是、原子力船の建造の推進、その四是、放射線利用の推進、とくに、その食品照射の推進、その五は、核融合の計画的推進、その六は、平和利用とともに安全性能のいっそうの確保であります。

金沢 わが国の原子力基本法は、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用」は、「平和目的に限」ることを明言し、これを大前提としながら、民主・

しかし、現実には、さきほども、ふれ

ましたように、平和利用と軍事利用と

いうものが関連性を持つてくる。そこで、まず、この点からお話を伺いたいと思います。原子力は、平和利用にもなるが、今日の座談会のねらいであります。

このようだ、わが国の原子力法制の問題点は何かをお話し合いいただくというの

が、軍事利用にもなる可能性をもつて

る。そこで、軍事利用への転換をチェックする必要がある。この点が一つ。これは、またあとで国際原子力機関の保障措置とかいう問題としてお話をされるかとも思いますが……。それから、いま一つは、外国の軍事利用に関連する問題、ことに、最近の原子力潜水艦ソードフィッシュ号の問題とか、核拡散防止とかいうようなことについて、どういう態度をとるかという点、これらについて、成田さんから……。

#### ▽……原子力開発と平和利用の原則

**成田** いま御指摘のように原子力開発は平和の原則に限るということが、政府のほうの最大の眼目になつております。それで最近こういう国際情勢でそれでいいのかという意見も一部ではないことは

はじめに——この座談会のねらい

委員会か

#### 一 原子力平和利用と軍事利用の関連

##### (1) 核保有国の軍事利用と日本

##### (2) 原子力開発促進とその問題点

##### (1) 国の役割

##### (2) 国の財政援助

##### (3) 公開の原則

#### 三 原子力委員会の性格と実態

##### (1) 原子力委員会は諮問委員会か、行政おわりに

#### 五 軍事転用の防止

##### (1) 軍事転用防止と保障措置（検索）

##### (2) これからの課題

**成田** しかし最近外国の軍事利用についていろいろな問題が出てきている。一つはことしの夏に出た佐世保におけるアメリカの原子力潜水艦ソードフィッシュ号の寄港時に異常放射能がみられ、原潜の寄港問題に関連して、原子力といふのは非常にこわいものだ、あるいは放射能が非常に危いものであるという気持ちが国民に広がつたのではないか。それから核実験、これは中共の核実験が七回に

発というものは、一面では平和利用でそれとも、一面では軍事利用に転用され得る可能性が強い。ますます技術が進んでくるとそういうことになりますので、基本法では、民主、自主、公開三つの原則によつてあらゆる原子力の開発が平和利用に本当に徹して守られているかどうかということを監視するために、原子力委員会といふ機構をつくつて、常時平和利用に限られるように監視しているし、またそのために原子炉等規制法その他いろいろな法的な規制によって平和利用を確保するための法体系を整備してやつています。ただ日本では、そういうことで平和利用に限る体制が、実際上も法律的にも整備されております。

**成田** しかし最近原子力施設の安全性についていろいろな問題が出てきている。一つはことしの夏に出た佐世保におけるアメリカの原子力潜水艦ソードフィッシュ号の寄港時に異常放射能がみられ、原潜の寄港問題に関連して、原子力といふのは非常にこわいものだ、あるいは放射能が非常に危いものであるという気持ちが国民に広がつたのではないか。それから核実験、これは中共の核実験が七回に



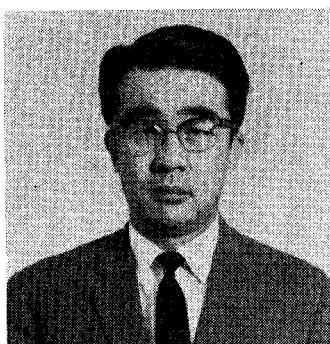
なりた・としはる先生

わたくちで昨年末までになされておりますが、そのときに放射能が雨水や浮遊塵によってあります。その中の原則として、日本の原子力の開発、利用は平和に限るということを委員会のフィロソフィとして強く打ち出しておりまして、原子力基本法を守つていくという非常に大きい、強いつ方針を原子力開発利用長期計画でうたつております。日本ではもちろん平和利用に限つてやるのですが、ただ原子力開発というのは、一面では平和利用でそれとも、一面では軍事利用に転用され得る可能性が強い。ますます技術が進んでくるとそういうことになりますので、基本法では、民主、自主、公開三つの原則によつてあらゆる原子力の開発が平和利用に本当に徹して守られているかどうかということを監視するために、原子力委員会が外務省等を通して外交的な折衝でいろいろと注文をし、アメリカ側にものを申しておりますが、治外法権である外國の軍事利用に関連して日本の平和利用がかなり阻害されているという向きがありますので、われわれも非常に遺憾に思つております。これは治外法権の問題であるし、また外交方針によつてなるべくそういうことをなくするようにつとめている。国内的には長期計画にうたつてある平和利用が軍事利用の転用にならぬようになりっぱな法体系がつくられて、その実施を原子力委員会が監視しているという体制であります。

**下山** 平和利用と軍事利用の関連について私なりにもう少し考えてみますと、現在の原子力の平和利用の技術、特に原子炉の技術というものは、もともと軍事利用開発の過程から得られたもので、技術それ自体としては両方の分野で、同じ

1968.11.1 (No. 409)

ものを使っているといつてよいでしょ。したがって、平和利用開発だけをやつて、軍事利用開発をやらないというのでは、せんじつめてしまうと開発対象となる技術に区別があるのでなくして、ある原子力技術を平和目的に使うか、あるいは軍事目的に使うかという人間の意思あるいは国家の意思、そういうものによるいは、國家の意思、そういうものによつてだけしか区別されないことになると思うのです。そこにこの問題の非常なむずかしさがあると同時に基本法が平和利用宣言をおこなつてゐる意義があると思うのです。そこで、原子力委員会は実際にある国内の原子力計画全体の目的なり、利用方法がちゃんと平和目的にかなつてしかも安全なものであるかどうかといふことをチェックするわけですが、最近の一連の放射能問題の際感じたことなんですが、いま成田さんのおつしやった日本の国が軍事利用からくるいろいろな影響というものに対して国民を守つていくということになりますと、これは法律面だけからものをいつてはいけないことなのかもしませんが、必ずしも原子力基本法の適用範囲というか、原子力委員会の業務の範囲ではなくて、国全体として国民の健康管理や保健の問題としてなら厚生省とか、行政協定問題としての対外折衝なら外務省とかが表面に立つことになるのではないかという気がします。そして原子力に関する専門的知識



しもやま・しゅんじ先生

を有する国機関として原子力委員会あらう。したがって、これは原子力局といふものが協力していくことになるのだと思います。こういうことになるのだと思います。こういうことが明確でないと、ただ騒ぎが大きくなるばかりで、問題の実際的解決が進まないし、本当の問題の所在がボケてくるのではないかということが気がかりです。

原潜問題が起つたときの新聞報道をみると、放射能の影響から対米折衝に至るまで原子力委員会が表面にたつてゐるのですが、平和利用確保ということについて、なかに国外の問題についても原子力委員会が政府の一機関として問題の処

理責任について御質問なり御意見が出たのです。その最も基本的な質問は、原子力基本法というものは平和目的に限られるということをうたつてゐるけれども、軍事的利用というようなことをやろうと思えばできるものなのかどうなのか、それについての法的見解はどうかというよう根本的な問題が出てきたわけです。

これは非常にむずかしいのですけれども、少なくとも原子力基本法を含めて、基本法というものは国的基本的な施策を表明するものである。しかしそれは結局国会がつくるわけですから、国会がこの基本法といえどもこれは変えることができると、あるいはこれと違つた法律をつくつてこれを改正していくといふなことをできる。だからもし国会がそういう軍事利用とかなんとかということをもしかしてくるとすれば、これはまた別の問題になつてくる。だから、たゞ基本法があり、原子力委員会があるからだいじょうぶだというわけのものではない。結局は、憲法第九条の保証と、その辺はやはり平和利用に限るという国民意識という

たりについて原子力委員会の参与もなさるいは原子力局といふものが協力していくことになるのだと思います。こういうことが明確でないと、ただ騒ぎが大きくなるばかりで、問題の実際的解決が進まないし、本当の問題の所在がボケてくるのではないかということが気がかりです。

金沢 それに関連して、原子力開発体

委員会の問題が出るときお話し願つたほうが多いのかとも思いますが……。

それからもう一つの問題は、原子力委員会がおよそ原子力に関連する問題のすべてをやるというわけのものでもないよ

うに思われるので、たとえば今度のソーフィッシュ号にしても、あれは結局日米安保条約並びにそれに基づく協定に基づいて原潜の寄港が行なわれてくる。そ

れに對してはもちろん原子力委員会が直接それを担当するあるいは原子力局が直接それを担当するというものではなく、

対外的には、やはり外務省がタッチすべき問題であるというふうに考えるわけです。核拡散防止条約にしてもそうです。

し、国際条約ということになれば、やはり矢おもてに立つのは外務省ということになると思います。しかしそれを国民の安全を守る立場から推進していく場合にどういう方法でいくかということについては、原子力局なり原子力委員会なりといふものが十分に発言をしていただくといふことが、また安全のために注意してゆくといふことは、大いに關係をしていただくて

いうことにならうかと思うのです。ですから先ほど下山さんのおっしゃつたように国全体としてどのようにこれに取り組んでいかかということは、十分考えなければならぬ問題だと思います。

成田 私もだいたいそういう御趣旨で

いいと思います。それでたしかに法律問題としては、原子力委員会設置法に定めている原子力委員会の権限の中に、ソーディッシュ号対策等のことではない。しかし原子力委員会というのは、国民の安全を守るというこれは至上命題があるので、法律以前の問題として原子力委員会が乗り出さざるを得ないということ、それからもう一つは放射能問題というもの非常に専門的な問題であって、これは外交当局とか政治家だけではなくて、やはり専門的な知識のある人がまずいろいろ分析する必要があるので、そういう意味でも原子力委員会にまず安全の面から検討してもらうというのは、政府としても考えなければならないし、お願いしたところだと思います。権限問題としては法律以前の課題であって、このことについて国会で質問があつたときに、三九年ごろですが、潜在的な権限という名答弁をやつたようですが、結局国民の安全を守るという一つの法律以前の考え方に基づいての委員会の活動というふうに解釈をしています。

▼……原着寄港と放射能調査体制

## 二 開発促進とその問題点

金沢 なお、原子力軍艦の放射能の調査については、ことしの九月でしたか、指針大綱というようなものができまして、それで今後の対策として相当緻密な計画のもとに原子力軍艦の寄港に関連し市当局がとにかく佐世保、横須賀の市民の安全を守るという意味で協力して放射能調査を整備して十分やろうということあります。そういう点では心配がないような体制になっていますが、なにせ向こうは軍艦ですから、中には入れない。それから国内の原子炉の場合には中に入つて立入検査でも何でもやれますが、外國の軍艦ですのでそれができず、周辺のモニタリングをやるという制約があります。これは治外法権であつてやむを得ないということです。

金沢 そういう点はむしろ外交折衝によつてそのないようにやっていただくな。そういう方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

成田 そういう一方では放射能調査を十分整備して、一方では外交交渉でいまアメリカ側と交渉しております。

て調査体制を整えていくといふようなことをもだんだんつけてきているわけあります(後掲資料1参照)。この点について特に問題はございませんですか。

成田 これは日本の各機関が特に関係市当局がとにかく佐世保、横須賀の市民の安全を守るという意味で協力して放射能調査を整備して十分やろうということあります。そういう点では心配がない

まつたし、それからまた日本でもその将来の長期計画も昭和六〇年までに四〇〇〇万キロワットというような見通しのもので、そこで問題はございませんですか。

成田 原子力の開発もある意味では役割りが非常に大きいように思われるわけです。しかし最近はアメリカでの核燃料物質の民間保有が大幅に認められるというようなことも関連して、わが国でもそういう民間ベースの原子力の平和利用の促進という方向が今後は次第に活発に行なわれようとしている。電力もそうですが、そのほか自主技術の開発といつてもその方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

成田 原子力の開発もある意味では役割りが非常に大きいように思われるわけです。しかし最近はアメリカでの核燃料物質の民間保有が大幅に認められるというようなことも関連して、わが国でもそういう民間ベースの原子力の平和利用の促進という方向が今後は次第に活発に行なわれようとしている。電力もそうですが、そのほか自主技術の開発といつてもその方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

## (1) 国の役割

金沢 そういう点はむしろ外交折衝によつてそのないようにやっていただくな。そういう方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

成田 原子力の開発もある意味では役割りが非常に大きいように思われるわけです。しかし最近はアメリカでの核燃料物質の民間保有が大幅に認められるというようなことも関連して、わが国でもそういう民間ベースの原子力の平和利用の促進という方向が今後は次第に活発に行なわれようとしている。電力もそうですが、そのほか自主技術の開発といつてもその方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

成田 原子力の開発もある意味では役割りが非常に大きいように思われるわけです。しかし最近はアメリカでの核燃料物質の民間保有が大幅に認められるというようなことも関連して、わが国でもそういう民間ベースの原子力の平和利用の促進という方向が今後は次第に活発に行なわれようとしている。電力もそうですが、そのほか自主技術の開発といつてもその方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

成田 原子力の開発もある意味では役割りが非常に大きいように思われるわけです。しかし最近はアメリカでの核燃料物質の民間保有が大幅に認められるというようなことも関連して、わが国でもそういう民間ベースの原子力の平和利用の促進という方向が今後は次第に活発に行なわれようとしている。電力もそうですが、そのほか自主技術の開発といつてもその方向で今後政府全体としても進めていたのがありがたいと思います。

## リスト

## ▽……国の開発体制

成田 それで国がやる仕事についての法律体制としてはこれはむしろ開発体制というか、いろいろな政府機関だとえば日本原子力研究所それから日本原子力船事業団、動力炉・核燃料開発事業団といふような組織法によって特殊法人をつくつて、そこに国家資金を投入してやらせるこというか、こうをとっています。

## ▽……民間による平和利用の実用化

成田

また民間の実用化についても、

日本は原子力開発形態が民間の電力会社にやらせておりますので、発電等は九電力会社等がやる建前ですから、こういう意味で法規制によつて国がタッチしていくというか、こうになつております。それから先ほどお話をありました燃料民有化の問題ですが、日本も原子力発電が九電力会社等によってどんどん進められてまいりましたので、アメリカの民有化法の実施にも呼応して、核燃料の民有化をやろうというので、ことしの七月一日から民有化を実施したのですが、そのときにわれわれが検討したのは、現在

の法律体系なり現在の規制法体系でやるかどうかという問題です。いままで原子炉等規制法で燃料が国家管理だったたどりうか、いろいろ検討して、その結論としては、いまの基本法体系及び原子炉等規制法等の規制法で民有化が十分できる。なぜならば、燃料を管理している人を安全のサードから規制しているということです。で、基本法なりいまの原子力法体系を直さないでできるというので、日米原子力協力協定の改定だけは必要だったのですが、ことしの七月から現行法の下に実施に入ったということであります。

## ▽……核燃料の民有化

金沢

その点で私も原子燃料公社とかそれから原子炉等規制法ができたときには、これは将来民有の場合にもこれでいいふうに、原子燃料公社は独占ではないという建前になつております。

一九五八年にいわゆる日米動力協定が結ばれ濃縮ウランがアメリカから日本へ売却されることになったのですが、当時アメリカの一九五四年原子力法は濃縮ウランの所有権を民間が持つことを認めていたのです。そこでアメリカが諸外国に濃縮ウランを売却するための国際協定を結ぶとき、すべての相手国政府に対しても濃縮ウランのタイトル——権原と訳されておったので賢明であつたと思つております。

成田 われわれのほうもその点あとからみて非常によくできていると思いまして。

下山 核物質民有問題の経緯はいま成田次長のおっしゃったとおりだと思いますが、あの当時の考え方というのは、日

本で核物質を国だけが独占的に所有するということにするのは、法律的に考える都非常にむずかしい立法技術上の問題があると思います。ですから日本の国内法をつくるときに核物質を国有としないままの基本法体系及び原子炉等規制法等の規制法で民有化が十分できる。なぜならば、燃料を管理している人を安全のサードから規制していいるということです。で、基本法なりいまの原子力法体系を直さないでできるというので、日米原子力協力協定の改定だけは必要だったのですが、ことしの七月から現行法の下に実施されたほうが自然なのではないかという感じで、しかもべく管理規制をすればよいから、という点についていろいろな角度からきちんと議論していかなければなりません。核物質についての権原というか、所有権については特に制限を置く必要は少ないととも国内法の体制としてはないということが基本ではなかつたかと思うのです。それで先ほどの核物質の国有化の話は、それが基本ではなかつたかと思うのです。一九五八年にいわゆる日米動力協定が結ばれ濃縮ウランがアメリカから日本へ売却されることになったのですが、当時アメリカの一九五四年原子力法は濃縮ウランの所有権を民間が持つことを認めていたのです。そこでアメリカが諸外国に濃縮ウランを売却するための国際協定を結ぶとき、すべての相手国政府に対して原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国際的とのことです。先般までとられたいた日本国内の国有措置というの、法律的にはそういった一つの国際条約に基づいた国内的拘束であるというふうに解するほうが正確だと思います。当時その条約を結んでいたときには、法律ではなく核燃料物質の管理問題が起つたときには、法律ではなくて、閣議了解

という行政措置によって当分の間国が管理をして、民間所有は認めないということにしたわけです。ですから国内的にも当時核物質や原子炉の管理規制全般についての法体系の完備ができていなかつたことは確かですが、法律的には国内法の建前は、はじめから民有を前提としており、ただ経過的に国際約束によつて一時的に制限されていた、というふうに解しましたほうが自然なのではないかという感じがするのです。先般締結された新しい日米協定では、日本側の国有義務はあります。アメリカの原子力法は一九六〇年の改正で民有を認めたので、国際協定でもその条項をはずしています。

核物質の管理については後ほどまたふれることとして、先ほど成田次長から出ました国による開発の促進の話にもどりますと、基本法第一条にはその目的として「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国

民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」と書かれています。これを文字どおり読むと原子力基本法を制定していろいろな計画の主体となつて原子力開発をどんどんやっていくということにみえるのですけれども、開発が始まつてから今日までの歴史を振りかえってみると必ずしもそうでなかつたようだと思いま

す。少なくとも昨年動力炉・核燃料開発事業団法ができるまではその感が強かったのではないかと思います。原子力関係法のないかと思ひます。お話をありましたように、開発促進面は國の金を直接投じて基礎研究や応用研究をやるための國の機関をつくる設置法が主体となっており今までに原子力船団、原子力研究所がつくられておりました。しかし原子力平和利用開発の主力である原子力発電開発は、民間電力会社を主体としており、日本原子力発電会社は、一部電源開発会社という國の機関から出資されていますが、大部分は民間の九電力やメーカーから出資をうけている株式会社であるわけです。それで実際にはエネルギー利用としての原子力発電あるいは放電線の各種利用を含めて、そういう应用面には原子力関係法で何か特別な国の援助策のようなことを規定しているということはないわけです。

## (2) 国の財政援助

**下山** しかし個別的な問題では、たとえば、資金面ではたとえば開銀融資とかあるいは燃料設備に対する融資とか実証性試験設備の融資とか、あるいは税制面では、動燃事業団の出資は免税にするとか放射性廃棄物の固定資産税を免除するとかあるいは開発に参加している民間企業の財務経理上の問題としては、原子力

発電開発損失準備金というのですか、あらう準備金制度を電力会社に設けてやるとか、あるいは政府が直接やるものとしては調査関係の仕事、たとえば日本では敷地の問題が非常に重要なものですから、立地の調査を政府がやって、その結果を開発に利用してもらうということを行なっているわけです。したがって直接の国に促進策というものは各種研究機関を通じてやるのが殆んどで、基本法で書かれている計画的遂行もたとえば原子力発電開発長期計画を國の明確な義務として進めていくのではないわけです。もちろん原子力発電については、わが國の電気事業の体制そのもののあり方によるのですが、開発の初期には、國が直接やるべきか、民間にまかせるべきかが大いに議論があったことは御記憶されておられると思います。ですから現在の原子力法体系をみると基本法以外の実体法ではどうしても開発促進面よりも平和利用と安全性の確保を主体とした管理規制面だけが眼につきます。しかし原子力については、安全性を確かめて一步歩進めていくことが窮屈的には最高の促進策ともいえるのではないかと私は思います。

## (3) 公開の原則

### ▽……公開の原則と商業上の機密

**成田**

私たちが基本法に関連して法律

的に非常に困ったというか、やっかいな問題があるのは、公開の原則というものが基本法の三原則の一つになつてゐるので、従来の原子力の研究というのは、本当に基礎的研究段階だったころは、全部は近のように開発研究的になつてくると、商業機密的なものがかなり出てくるので、公開しても問題がなかつたのですが、最近の動力炉・核燃料開発事業団を去年つくつて民間の協力を仰ぐところになると、そういう意味では民間の商業機密なんかが事業団を通して漏れるといけないのでないかという一部の要請があつて、事業団法をつくるときには商業上の機密を保持する義務の規定を入れようとして原案を作つたのですが、これはやはり原子力については公開の原則というものが原子力憲法たる基本法にあります。だから現在の原子力法体系をみると基本法以外の実体法ではどうでも開発促進面よりも平和利用と安全性の確保を主体とした管理規制面だけが眼につきます。しかし原子力については、安全性を確かめて一步歩進めていくことが窮屈的には最高の促進策ともいえるのではないかと私は思います。

**金沢** そのところはむずかしい問題ですね。つまり公開という点は、私は二つ意味があると思うのです。一つは軍事利用への潜行的な推進なり転換が行なわれたのでは困るというそのための公開制、それからいま一つは公益的な立場からできるだけそういうものをオープンにしていくというか、基本法の一七条には、特許発明につき、公益上必要があると認めるときは、特許法の規定によつて措置するという意味での公開というか、できるだけ成果を公益のために活用していくという意味の公開もあると思うのです。ただ特にここで公開といつては、そういう軍事利用という点が問題とされ、それがいつの間にか軍事利用に利用されているというようなことでは困るから、これは公開というのはよくわかると思います。しかし一般のというか、公然認められないということで、最終的におりであつて、法律によって秘密の保持を義務づけることは、基本法の主旨これはやはり原子力については公開の原則というものが原子力憲法たる基本法にあります。だから認められないということで、最終的にはそういう機密をみだりに漏らしてはいけぬという規制的な規定が削られたのです。これによつてわれわれもやめに絶対必要なものであつて、法律的に公開を封するような規制はできないといふことがあります。これによつてわれわれもやはり公開の原則というのは平和を守るために絶対必要なものであつて、法律的に公開にしなければならないかということが実際問題となると、ちょっととダイメンションが違つてくるようにも思うのです。その辺などは思いますが。

**成田** われわれも法律的には非常にめ

ます。これについてわれわれも今後十分気をつけていくべきだと思います。

## ▽……公開の原則の二つの意味

的基本法の三原則の一つになつてゐるので、従来の原子力の研究というのは、本当に基礎的研究段階だったころは、全部は近のように開発研究的になつてくると、商業機密的なものがかなり出てくるので、公開しても問題がなかつたのですが、最近の動力炉・核燃料開発事業団を去年つくつて民間の協力を仰ぐところになると、そういう意味では民間の商業機密なんかが事業団を通して漏れるといけないのでないかという一部の要請があつて、事業団法をつくるときには商業上の機密を保持する義務の規定を入れようとして原案を作つたのですが、これはやはり原子力については公開の原則というものが原子力憲法たる基本法にあります。だから現在の原子力法体系をみると基本法以外の実体法ではどうでも開発促進面よりも平和利用と安全性の確保を主体とした管理規制面だけが眼につきます。しかし原子力については、安全性を確かめて一步歩進めていくことが窮屈的には最高の促進策ともいえるのではないかと私は思います。

**金沢** そのところはむずかしい問題ですね。つまり公開という点は、私は二つ意味があると思うのです。一つは軍事利用への潜行的な推進なり転換が行なわれたのでは困るというための公開制、それからいま一つは公益的な立場からできるだけそういうものをオープンにしていくというか、基本法の一七条には、特許発明につき、公益上必要があると認めるときは、特許法の規定によつて措置するという意味での公開というか、できるだけ成果を公益のために活用していくという意味の公開もあると思うのです。ただ特にここで公開といつては、そういう軍事利用という点が問題とされ、それがいつの間にか軍事利用に利用されているというようなことでは困るから、これは公開というのはよくわかると思います。しかし一般のというか、公然認められないということで、最終的にはそういう機密をみだりに漏らしてはいけぬという規制的な規定が削られたのです。これによつてわれわれもやめに絶対必要なものであつて、法律的に公開を封するような規制はできないといふことがあります。これによつてわれわれもやはり公開の原則というのは平和を守るために絶対必要なものであつて、法律的に公開にしなければならないかということが実際問題となると、ちょっととダイメンションが違つてくるようにも思うのです。その辺などは思いますが。

**成田** われわれも法律的には非常にめ

1968.11.1 (No. 409)

## ジャーリスト

金沢 その点、下山さんどうですか。

## ▽……公開の原則について

## ――事業者の立場から――

下山 立法の当時の、いわゆる「公開」は、たしかに研究開発が平和目的のみ利用されているとの確保が主眼であったと思います。しかし他方、最初の発電用原子炉の設置であった東海発電所の安全性をめぐる論議をして、安全性に関する情報、資料の公開が問題となつたわけです。実際には、たとえは原子力発電設備について申しますと、設置許可とか工事施工認可を通じて、原子力事業者のはうはいろいろと安全性に関する技術資料を政府のほうへ提出しなければならないということになつておりますし、その資料は当然安全審査会に出されて検討の対象になる、その点では公開の原則は守られているわけです。安全性というのも一つの技術の集大成ですから、結局その場合にはその技術内容を説明するのに必要なバックデーターの限度が一つの問題でしよう。しかし

いままでのところでは、特に商業機密との抵触の問題はないようです。現在日本では安全性の資料を法律上一般公開するといふのはないのですが、アメリカの場合ですと、安全性関係の資料というの是一般の閲覧に供する法律の条項があります。もし公開と商業機密との関係で問題

になるとすれば、商業機密の中で、特許になるものではなくていわゆるノウハウでしょうね。また今まで原子力発電開発の場合は完全に先進国の導入技術だったのですが、これから自主開発が進んで日本の技術レベルが上がつてくると、国内のメーカー間あるいは外国のメーカーとの間で政府の許認可の過程をめぐつて、実際に問題が出てくるのかもしれません。その点は私は技術屋ではないからほつきり知らないのですが、いまは安全性に関する報告書とか設置許可その他一般にみせるのですか。

成田 それはみせます。  
下山 要求があればみせておるわけですね。  
成田 そうですね。

下山 ですから安全性については、從来からもかくしてすることはないと思いまして、また、するべきではないことはいうまでもありません。

三 原子力委員会の性格と実態

(1) 原子力委員会は諮問委員会か、行政委員会か

金沢 それでは次には組織法上の問題に入りたいと思います。原子力委員会が基本法に基づいてつくられている。この原子力委員会というのは名前は委員会ですが、国家行政組織法上からいってい

ます（後掲資料2参照）。

成田 原子力委員会は本質的には諮問委員会で八条機関ですが、ある意味ではそれがども、国家行政組織法上からいってい

ます。ですから、審議会に類するものである。ただその原子力委員会の決定は内閣総理大臣がこれを尊重するというところでかなうであります。しかしその実際の権限は、技術の場合には完全に先進国の導入技術だつたのですが、これから自主開発が進んで日本の技術レベルが上がつてくると、国内のメーカー間あるいは外国のメーカーとの間で政府の許認可の過程をめぐつて、実際に問題が出てくるのかもしれません。その点は私は技術屋ではないからほつきり知らないのですが、いまは安全性に関する報告書とか設置許可などのものは持っていないという性格のものであるわけです。この点について有沢先生のお話によりますと、国会で原子力委員会はもっと強力になるべきではないかということを議員がいわれたという、それがきっとかけになったかどうかわかりませんけれども、例の原子力体制問題懇談会というのができて、ここで原子力委員会を含めて広く一般に原子力行政あるいはそれに関連する各種の特殊法人のようなものを総括して検討するということになつてきているわけであります。

そこでこの辺で、今まで原子力委員会の運営上、現在の原子力委員会としてのいわば性格からくる困った問題が具体的に何かあったかどうか伺いたいと思います（後掲資料2参照）。

成田 これは国会等の意見として、どうも日本の原子力開発が、たとえばドイツあたりをみると、原子力を手がけたのながら、日本がドイツの三分の一ぐらいというのは、金額的にみてもそうだし、実際的にも日本よりもかなり進んでいる面があるのではないか。そういう意味で、日本の原子力予算是四三年度二一〇億円前後ですが、ドイツは五〇〇億以上になつてます。同じ平和利用だけの予算でいながら、日本がドイツの三分の一ぐらいというのは、金額的にみてもそうだし、実際的にも日本よりもかなり進んでいる面があるのではないか。そういう意味で、

務の規定があるし、また実際各省庁の原子力予算というものは原子力委員会が査定をして、原子力委員会が総合調整をやつて、科学技術庁から一括して大蔵省に提出して、そして受けたものを原子力委員会が配分をするという、実態上は行政委員会的な仕事をやっているのであります。そういう意味で非常に強力な八条機関であるというふうに考えております。

▽……開発体制問題懇談会の発足

成田 これは国会等の意見として、どうも日本の原子力開発が、たとえばドイツあたりをみると、原子力を手がけたのながら、日本がドイツの三分の一ぐらいというのは、金額的にみてもそうだし、実際的にも日本よりもかなり進んでいる面があるのではないか。そういう意味で、

委員会の決定に対する総理大臣の尊重義研のほかにまた事業団をつくる、船のほ

うは日本原子力船開発事業団というのがある、こういう三つの特殊法人に分かれ、強力な体制といえるのか。むしろイギリス的三つを集めた開発公社的な機構、それは原子力委員会もその中に入るわけですが、そういう機構のほうが強いのではないかという見解が一部国会等から出まして、それで動力炉事業団の設立の必要性は当面わかるけれども、こういう体制で長期的にみていいのかどうかという根本的な意見もあつたわけです。それで事業団法を通していただかないといふとでも日本が四二年から開発をやれないので、それでは開発体制全部をとにかく委員会強化の見地から、開発機構も含めて検討するという約束で事業団法を通してもらつた。そういう経緯もあって、開発体制問題懇談会というものができて金沢先生などに御審議を願つております。われわれは決して原子力委員会は弱いと思つておりませんが、これはやはり原子力予算なりが日本の財政、機構等の関係もあって思うようにつかないという、委員会が必要だと見積った予算が査定を受けてかなり少なくなつているということ

ではないかという意見、それからもう事業団も原研も一緒にして委員会を中心として、開発公社にしたほうがいいんでないかという意見、いろいろな意見があるた開発公社にしたほうがいいんでないかという意見でいろいろ検討して、来年にわたると思いますが、結論を急いでいるよな状態であります。そういう意味で原子力委員会というものは非常に強力な八条機関であり、行政機関的な強力なものだと思いますが、日本の原子力開発をもつと積極的に進めるためには、原子力委員会がもつと強くなつてもいいという強い期待というか、国民的な要望から、原子力委員会の体制問題が取り上げられてゐるのではないかと思います。

#### ▽……イギリスの開発体制

**金沢** それに関連して、イギリス式の公社方式というものが非常に強力であるのかごとくみえるわけですが、その点についてイギリスでも最近ではあの公社体制というものに対して反省とか検討とかいうものが出てきているというような話を聞いたのですが、その点はどうな

▽……アメリカの原子力委員会の権限

**下山** イギリスで出ている問題は日本とはちょっと逆でして、原子力開発が初期の段階からかなり進んで、公社のやっている業務の中に、民間の一般会社がやったほうがいい業務が多くなってきた。そういう見地から特に核燃料に関するい

は、一番大きな問題ではないかと思います。そういう点で委員会の強化をはかり、これはあとの事務局の問題もありますが、委員会も専門の事務局を持つたほうがより強力になるのではないか、あるいは行政委員会になつたほうがいいんで

いろいろな業務、たとえば燃料体をつくるとか、それからそのつくった燃料が原子炉の中を使つた後、それを再処理してプルトニウムを取り出したり、あるいは燃え残りのウランを取り出す、そういう事業も原子炉の数が少ないときには全然採算の合わない仕事ですから、これは国機関である公社が国の資金をつかってやつてきたけれども、だんだん原子力発電所も多くなつてくると、核燃料関係のいろいろな仕事が一つの商売になってくる。そこでいつのことこの仕事を独立させて公社から切りはなしして企業化することによって能率を高めていくこうといふことが、一つの大きなねらいだろうと思ひます。これは他方にはアメリカやヨーロッパにこの関係の仕事について競争相手が次々に出てきていることも大きく影響していると思います。しかし原子力公社は平和利用の原子炉技術開発はもちろん軍事利用開発もやっていまして、これらの設備や仕事は依然として原子力公社の手に残っていると思います。

#### (2) 原子力委員会の役割り ——促進と規制——

**下山** 日本の場合もやはり同じような問題があるのでないかと思います。先申しますと、行政委員会方式による原子力管理で一番典型的なのは、アメリカの原子力委員会であると思います。これは

も問題になりましたのは、原子力委員会のものでいる開発促進という仕事と管理規制という仕事の調和というかバランスの問題です。どうしてもその時々の情勢でどちらに引きずられるわけでして、これまで原子力委員会の事務局が規制面と開発面と両方の仕事について責任をもつていてのを一九六一年に機構を改正して、事務局には促進面だけを持たせて、規制面を完全に事務局から離しました。アメリカの場合には、そのまま原子力委員会の直轄の部局として分けてしまいました。アメリカの場合は、その時代までは国が率先して平和利用開発をやり促進面のほうが強かつたのです

が、だんだん産業利用特に民間による原子力発電開発が盛んになるにつれて、規制面のほうを独立させて強い権限を持たせたというのが実状です。

も問題になりましたのは、原子力委員会のものでいる開発促進という仕事と管理規制という仕事の調和というかバランスの問題です。どうしてもその時々の情勢でどちらに引きずられるわけでして、規制と規制というのは近ごろのはやりの言葉でいうとマッチポンプになる、そういうことがやはり問題になつた結果、それまで原子力委員会の事務局が規制面と開発面と両方の仕事について責任をもつていてのを一九六一年に機構を改正して、事務局には促進面だけを持たせて、規制面を完全に事務局から離しました。アメリカの場合には、そのまま原子力委員会の直轄の部局として分けてしまいました。アメリカの場合は、その時代までは国が率先して平和利用開発をやり促進面のほうが強かつたのです

## リスト

1968.11.1 (No. 409)

國務大臣がこれに当たることになつていい点からもいえると思います。今度これに類するものとしては宇宙開発委員会ができましたけれども、いままではこれが唯一のものだったのではないと思います。そして基本法と設置法でみる限り、原子力委員会の役割りといふのは、どちらかといえば、前に述べた二つの面のうちはじめに考えられていたのは、促進面にその重点があつたのではないかとう感じがするのです。そして科学技術庁長官の事務局である原子力局が、どちらかというと日常の規制面を扱う。ところがその後安全審査といふものを公正に第三者的なものがやるべきあるということ、原子力委員会のほうに安全審査会ができ、他方科学技術庁のほうには、むしろ何とか予算の裏付けをもつた開発促進をしなければいけないということで動力炉開発課とかそういう促進を仕事とする組織ができたわけです。この両方の機能あるいは役割りを同時に成り立たせていくのは、なかなかむずかしく、先ほどアメリカの原子力委員会の例を申し上げましたけれども、この問題は今の委員会がただ行政委員会的に強くなつていくことだけでは片づかないことのようあります。一つの問題点ではないかと思います。

**金沢** 私はよくわからぬのだけれども、その理屈からいくと、開発面と規制面を同時にある一つの機構、行政機関が

持つてあるということは、日本の場合にむしろ通例のように思われるのです。農産省にしろ、大蔵省にしろあるいは農省にしろそういう面がある。ただおしゃるようにその場合に、いわゆる一般的な公共の利益とかというようなものがややもすると軽視されて、いわばお客様にござるというか、そういう傾向は一般的にはあるかも知れない。そこは多少問題だらうと思うのだけれども、規制面と促進面とを峻別していくということは必ずしも必要でないようにも思うのですが、その点はどうですか。

▽……促進面と規制面との  
峻別は必要か

成田 非常にめんどうなところですね。それできょうも原子力委員会で検討をやつておりますけれども、いろいろな発電炉の設置許可とか燃料加工事業の許可をみましても、許可基準というものはだいたい三つぐらい大きい問題があつて、一つは平和目的にそつているかどうか、二つめは原子力の開発利用の計画的遂行に資するかどうかということ、これは言いかえれば長期的な計画にそつているかどうか、それから三つめには安全が確保されているかどうか、この三つの許可基準によつて審査されることになつてゐるのであります。もしも規制面は全部委員会の外だとなると、安全の問題はあ

るいはいいのかもしれません、原子力委員会というのは、基本法によつて、平和利用のお守りをする機関ですから、個別の許可申請によつて自分のところの平和利用に本当にそつてあるかどうかを見出せる必要があるのではないかということ、それから計画的遂行といふことも、委員会のつくつてある計画なり長期的な一つの視野からみて妥当かどうかという判断、それを委員会がやるのが一番正しいと思うのですが、それも放していいかどうかということ、そういうことで原子炉等規制法による許可等の規制面を全部を、規制と促進と分けられるかどうかといふのは非常に問題だと思ひます。

ただ現在どうやつてあるかといふと、さつき言いましたように安全だけは技術的に専門家に公正を期してもらつ必要があるから、原子炉安全専門審査会といふものをつくり、これは委員会の下部機構ですが、そこで専門家にみつてもらつて、安全上の問題がありませんといふと委員会がそれを取り上げていく、その他の問題がそれを取り上げていく、その他の規制面の関係が問題となることは多いと思いますし、先ほど金沢先生の言われた一般の関係各省の行政以上に、促進面と規制面の関係が問題となることは多いと想ひます。ようやく安全性については第三者的性格をあくまで要求されるという点が特に他の官庁規制と違うと思います。

**金沢** それはそういうことでしようね。

(3) 国の開発体制  
——基礎と応用——

面を分けると、委員会も企画、促進のほうに専念できて、原子力開発の促進に非常にプラスになるというメリットはたしかにあります。このよだやかな事情から、それでいていうお話をありました、こ

りません。この問題は体制懇談会における一つの大きなテーマになつております。  
**下山** 私も分けたほうがいいというのではなくて、アメリカの原子力委員会でも結局その一つの組織を二つに分けることはできないわけです。ただ先ほど成田次長からお話をありましたように国会あたりもあるいは一般産業界からみると、原子力委員会に何とかもう少し強い権限を持たせればというのは、どつちかというと、開発促進面の権限をもつとしつかり持たせればということであり、一般国民からみると、安全性をしっかりと確保するために強い権限を持つ、ということになるのだと思います。したがつて要は運用の問題といえるのでしょうか、原子力の場合は開発の成果も大きいが、それが内包する潜在的な危険性も大きいので一般の関係各省の行政以上に、促進面と規制面の関係が問題となることは多いと想ひます。ようやく安全性については第三者的性格をあくまで要求されるという点が特に他の官庁規制と違うと思います。

の辺はどうかということ、それから原子力発電会社、これは電気も出資しているのでしょう。

**下山** 九電力と電源開発それから一般のメーカー、株主もかなり数が多くて……。

**金沢** これは別に特殊法人ではあります。せんが、そういうような開発の仕組みについて何か御意見がありましたら……。

**成田** イギリス的な開発公社の構想もありますが、やはり原研が基礎的な研究をやり、原子力船開発事業団が第一船をつくり、これは四六年度末までの臨時機構になっておりますが、動力炉・核燃料開発事業団が動力炉開発を行なう現行の建

前が、すなわち三つの専門の機関があるという体制がベターなんではないかといふふうに思っております。ただこれもちょっとどこまかい問題ですが、事業団法により事業団の役員には国家公務員はなれないわけです。動力炉の開発とかそういうことになると、大学の基礎研究と事業団の開発研究と一体にならなければいけないので、大学の教授は現職のまま来てもいいのですが、官立の大学の先生は国家公務員で役員にはなれない。これは動力炉開発のプロジェクト達成の上に一つの大きな隘路になっているし、今度の宇宙開発の場合も、その問題にいま当面していると思います。大学と開発と一緒にならなければ、ほんとうに大型のプロジェクト

の辺はどうかということ、それから原子力発電会社、これは電気も出資しているのでしょう。われもいろいろ検討してもらつておりますけれども、非常に支障があるのではないかということが一つあります。

それからこれも運用の問題で、人事権の問題ですが、原研の場合は、理事長から理事まで政府が任命をする、総理大臣が任命をするようになります。それから動力炉事業団とか原子力船事業団は、理事長は総理大臣の任命ですが、理事長が内閣総理大臣の許可を受けた任命する。だんだん民間と一体となって、プロジェクトを遂行する特殊法人の場合には、運用の面も人事の面も理事長に相当力を持たせたほうがいいんではないか。そういう意味で、原研方式よりも事業団方式の人事権のあり方のほうがいいんではないかと思いますが、これも原子力三機関がちょっと違うかこうなつております。その二つが運用面での問題だと思うわけであります。

**下山** 原研の場合はいいのですか。

**成田** 原研の場合歴史的な経緯があつたのではないかと思います。最初目的的な基礎研究をやる原研という特殊法人をつぶつて、政府が任命権も全部持つたのでしおうが、その後だんだんやはり特殊法人というのは理事長に人事権まで政府の認可制のものと持たせるという方式

ジェクトの科学的研究をやらないという事態にきてる。いまのような制約の下ではたしていいのかどうかということをわざわざもいろいろ検討してもらつておりますけれども、非常に支障があるのではないかということが一つあります。

それからこれも運用の問題で、人事権の問題ですが、原研の場合は、理事長から理事まで政府が任命をする、総理大臣が任命をするようになります。それから動力炉事業団とか原子力船事業団は、理事長は総理大臣の任命ですが、理事長が内閣総理大臣の許可を受けた任命する。だんだん民間と一体となって、プロジェクトを遂行する特殊法人の場合には、運用の面も人事の面も理事長に相当力を持たせたほうがいいんではないか。そういう意味で、原研方式よりも事業団方式の人事権のあり方のほうがいいんではないかと思いますが、これも原子力三機関がちょっと違うかこうなつております。その二つが運用面での問題だと思うわけであります。

**金沢** そこら辺に宇宙開発と同じような問題ですが、原研の場合は、理事長から理事まで政府が任命をする、総理大臣が任命をするようになります。それから動力炉事業団とか原子力船事業団は、理事長は総理大臣の任命ですが、理事長が内閣総理大臣の許可を受けた任命する。だんだん民間と一体となって、プロジェクトを遂行する特殊法人の場合には、運用の面も人事の面も理事長に相当力を持たせたほうがいいんではないか。そういう意味で、原研方式よりも事業団方式の人事権のあり方のほうがいいんではないかと思いますが、これも原子力三機関がちょっと違うかこうなつております。その二つが運用面での問題だと思うわけであります。

**成田** 予算も大学は別で、人の交流もなかなか計画的にいかない感じもしますが、予算の問題は別として、人事と

いうか、大学教授の任命の問題は法制局にも検討をしてもらっているのです。公務員である以上、休職になつて來てもいいかぬというのです。

**成田** いまの安全の問題、これは最近原子力施設、発電所がどんどんできて、件数が非常に多くなってきて、だいたい一つの事例を審査するのに六ヶ月もかかるのが従来の例だったのですが、毎年何件も出るようになつてしまして、これではとてもさばき切れない。これを促進するのに何か方法はありますしないか

**金沢** 人的資源の活用ということからいうと、非常に大きな問題になつてくると思います。ことにこういう新しい、進歩の非常に速い分野においては、総合的な人的資源の活用ということが大いに必要がありますね。そういう点でかたくなな法律が障壁になつているということはこれは一つの考え方だと思います。

**成田** いまの安全の問題、これは最近原子力施設、発電所がどんどんできて、件数が非常に多くなってきて、だいたい一つの事例を審査するのに六ヶ月もかかるのが従来の例だったのですが、毎年何件も出るようになつてしまして、これではとてもさばき切れない。これを促進するのに何か方法はありますしないか

がいいということになつてきているのではないかと思います。

**金沢** 原子力委員会の原子力関係の予算ですが、これは文部省関係ははずれているのですね。

がいいということになつてきているのではないかと思います。

先ほど来下山さんからお話を出ておりましたように最も重要な点は、やはり安全問題の確保ということで、この見地からいろいろの規制が加えられている原子炉等規制法その他があるわけであります

が、この点について原子力施設の安全性については、原子力委員会の原子炉施設安全問題懇談会というのがことしの八月に報告書を提出しておられます。これに関連をして、安全確保のための技術の現状あるいは安全確保をめぐる一般的な問題について何か……。

そこで、まず最初に原子炉施設の安全性について、その見地からいろいろの規制法その他があるわけであります

が、この点について原子力施設の安全性については、原子力委員会の原子炉施設安全問題懇談会というのがことしの八月に報告書を提出しておられます。これに関連をして、安全確保のための技術の現状あるいは安全確保をめぐる一般的な問題について何か……。

そこで、まず最初に原子炉施設の安全性について、その見地からいろいろの規制法その他があるわけであります

1968.11.1 (No. 409)

で、安全問題懇談会をつくって検討をやったのです。日本は最初の設置許可の段階で一〇〇%安全なときに許可をする。アメリカあたりはその点は相当弾力的で、最初許可をして、その後だんだん直していくという方法を、これは下山さんが詳しいと思いますが、そういう方式を日本の場合にとれないのかという問題もあつたわけです。

それで結論としては、安全基準の専門部会を原子力委員会でつくって、そういう問題をもっと検討せよということですが、ただ、いま安全審査会が非常に忙しいので、安全基準を基準化していくということ、もう一つは下にワーキング・グループでもつくる、別に審査会の下に専門家を置いて、そして事務処理を早くやっていくといふことも答申の中に出しております。

それからアメリカ方式の弾力的な最初許可をして、あとからだんだん直させしていくというのは、日本ではなかなかめんどうな問題ではないかということで、設置許可の変更申請という手続もありますので、その点附属的なようなことは、そういう変更の方法等を運用面で考へることとは検討しなければいけませんが、なかなかそこまで踏み切れないのではないかという答申になつて、問題は専門部会をつくつてもうちょっと具体的に検討するということになつております。

#### ▽……アメリカの安全規制

**金沢** アメリカで最初の許可にこだわらないで、あとからまた改定していくといふか、弾力的な安全規制をやっていくということはどういうことでしょうか。

**下山** アメリカの規制は、建設認可と運転許可の二段がまえになつています。

建設認可ではその設備の安全性について、運転許可を受けるときに必要とされるほどの「明確な確証」は必要とされず、申請された特定の原子炉というより、一般的にその型の原子炉が「公衆の安全を不当におびやかすことなく」提案されている場所で建設、運転ができるという「合理的な確証」を得るのに十分であればよいということにされています。だから建設中にステップ・バイ・ステップに「合理的な確証」を「明確な確証」にまで高めて、それが得られれば運転許可が与えられることになり、最後まで得られなければ建設は認められたが運転は許されないということになるわけです。今までのところそういうケースはありませぬが、法律上からは、「立ちぐされ」の原子炉というのがあります。

**下山** 他方日本流の規制の仕方は、わざと認めないとということになつています。そして一度建設が認められると、その後行なわれる工事施行認可は、安全と判定された設置許可の内容どおりに工事が進められているかどうかをチェックしていく、問題がなければ運転に入つていくという順序になつています。

この日本とアメリカのどちらがよいかということは一概にいえないと思います。アメリカでも一九六〇年に高速炉の建設認可をめぐって、PRDCという電力会社と、AFLICCIをはじめとする

険性は原子炉に核燃料を入れられて運転の始まるときから起ころのであって、建設は認めて後からおさえられることがないで、あとからまた改定していくといふか、弾力的な安全規制をやっていくということはどういうことでしょうか。

建設認可ではその設備の安全性について、運転許可を受けるときに必要とされるほどの「明確な確証」は必要とされず、申請された特定の原子炉というより、一般的にその型の原子炉が「公衆の安全を不当におびやかすことなく」提案されている場所で建設、運転ができるという「合理的な確証」を得るのに十分であればよいということにされています。だから建設中にステップ・バイ・ステップに「合理的な確証」を「明確な確証」にまで高めて、それが得られれば運転許可が与えられることになり、最後まで得られなければ建設は認められたが運転は許されないということになるわけです。今までのところそういうケースはありませぬが、法律上からは、「立ちぐされ」の原子炉というのがあります。

これを日本の場合にくらべてみると、つきりするのですが、日本の場合は、アメリカの運転許可に当たるのが原子炉等規制法にいう設置許可で、ちょうどアメリカと逆になっています。つまり、法律の建前としては、その原子炉が完全に安全な運転ができるという確証がない限り建設を認めないとということになつています。そして一度建設が認められると、その後行なわれる工事施行認可は、安全と判定された設置許可の内容どおりに工事が進められているかどうかをチェックしていく、問題がなければ運転に入つていくという順序になつています。

この日本とアメリカのどちらがよいかが国国情から考へると建前としてそちらざるを得ないとは思いますが、先ほどアーリカ流の規制の長所は採れないわけではないといふことがあります。

が國国情から考へると建前としてそちらざるを得ないとは思いますが、先ほどアーリカ流の規制の長所は採れないわけではないといふことがあります。

この日本とアメリカのどちらがよいかが國国情から考へると建前としてそちらざるを得ないとは思いますが、先ほどアーリカ流の規制の長所は採れないわけではないといふことがあります。

が國国情から考へると建前としてそちらざるを得ないとは思いますが、先ほどアーリカ流の規制の長所は採れないわけではないといふことがあります。

この二つの傾向は多かれ少なかれ各の規制方法にみられるわけで、私はアメ

リカ流を開発促進型、日本流を規制型と呼んでいますが、法律面にしても運用面にしてもやはりここでも、この両者のバランスというか組合せ方が問題になると思います。日本はこれまでに外で一応完成された原子炉の導入だけでしたからこれでもよいと思いませんが、動燃事業団による新しい型の原子炉の自主開発が始まるので、今後この点を併せて考える必要があると思います。

いま申し上げたことは必ずしも原子炉規制の特色ではなく、科学技術の進歩と法律の役割りという一般的な大きい命題を含んでいるわけで、その一つのケース・ワークとして原子炉の許認可問題といふのはわれわれには非常に興味があります。また、日本のいろいろなこの種の規制では、とかく建前論が重視されすぎ実質的に国民の安全が本当の意味でしっかりと確保されているかというと、どうもその辺がいつも疑問を感じるわけで、公害問題なんかもこのあたりが一つのポイントになると思います。

**金沢** 日本の場合、実際に原子炉の運転を開始する場合の許可是電気事業法でいくわけですか。

**下山** 発電用原子炉の場合はまず原子炉等規制法による設置許可をうけて建設に着手し、それから建設工事の進捗につれて順次電気事業法による工事施行認可をうけていくわけです。研究原子炉の場

合には工事施工認可を原子炉等規制法によつてうけるわけですか。

**金沢** それで運転開始はどうですか。

**下山** 各種の試験と検査に順次合格していけば特に許可認可はいりません。

**金沢** 電気事業法でいくわけですね。  
**下山** そうです。

**金沢** その場合に通産省のほうで安全性の立場からの判断というものが加えられるかどうかというのはどうなんですか。その工事施工認可とか操業開始のときのコントロールとかというような段階のときは。

**下山** もちろん安全性の観点からやつております。それから科学技術庁から設置の許可をうけるときに、通産省のほうとの合同審査会といふのはあります。

**成田** 看板は違いますが、実際は合同で、両方の許可が出るわけです。

**成田** 立地指針、これは大綱ですが、いろいろ具体的にその土地の地盤なり気象条件なり人口の密集状況なりいろいろみて、安全問題をやつてみますけれども、最近原子力に対する国民性としてやむを得ない点もあるのですが、科学的な安全性について本質的な変更がないかどうかチェックするわけです。

**金沢** そのアメリカ的方法をとつたはうがいいということで、もし限界があるとすれば、それはどういうことなんですか。つまり技術の進歩というか、そういうものを取り入れていこうという点どうか一つはそういういき方をとつたほういま一つはそういういき方をとつたほうがとにかく設置がしやすくなるという点

と、二つ考え方があると思うのですが、それはどうなんでしょうか。

**成田** 技術の進歩と迅速化をはかるという意味で、それは両方だろうと思います。

## (2) 立地問題

**金沢** 日本の場合、いわゆる安全の問題の場合の立地指針といふものが設けられておりまます。(後掲資料3参照)原子炉立地審査基準ですか、これはだいぶ古く三九年五月に設けられておりますがそういうものの運用上お困りになつたとかいろいろな問題がありましたら……。

### ▽…立地指針と地元の反対

**成田** 立地指針、これは大綱ですが、いろいろ具体的にその土地の地盤なり気象条件なり人口の密集状況なりいろいろみて、安全問題をやつてみますけれども、最近原子力に対する国民性としてやむを得ない点もあるのですが、科学的な安全性について本質的な変更がないかどうか常に反対をするという……。

**金沢** 感情的といふか……。

**成田** それからもう一つはいま盛んにやつておりますが、水産業といふ、漁業と原子力発電なりあるいは原子力の再処理施設との関係について非常に懸念と

道とか東北とかある一部では非常に歓迎をしている向きもありますが、本州中央部ではどこもみんな問題が起きているということで、科学的な安全審査の問題以前の地元とのトラブルというものが非常に多くて、二〇〇年後に四〇〇〇万キロワットというと、一ヵ所で一〇〇〇万として四〇ヵ所、二〇〇〇万としても二〇〇ヵ所、これが日本の狭い国土でどういうふうに立地していくかというのは、非常に大きな問題だと思います。それがいろいろ科学的な研究によって、立地指針によつてだいじょうぶだという技術的な検討も必要だし、また地元に対するPRも必要だし、いろいろ検討すべき問題があるので立地問題といふのは最近では一番頭の痛い問題になつていて。これに関連して都道府県知事会あたりの共同の動きになつていて、大臣、科学技術庁だけが許可権限を持つておつて、地方の府県、地方公共団体の長の意見を徴するとか知事の同意を要するとか、これを規制法なり法律でちゃんと書くべきだとという意見が非常に強くなつております。

**成田** それからもう一つは周辺地帯整備の問題、これは東海地区が原研とか燃料公社という国家的な機関の施設が大部

1968.11.1 (No. 409)

## リスト

分ですから、そういう事情とそれから最初のモルデケースだというそういう二つの特殊性で、あそこは年間二、三億円のお金をして道路整備をやっているのですが、それを発電所をつくるところ全部について周辺の道路整備とか地帯整備を国家の資金でやっていかなければいけぬという要望が強くなっています。

**金沢** おみやげを持ってこいというわけだな。

**成田** それが知事の同意権を法律上はつきりせいということ、道路等の地帯整備を国費によってやってくれ。それからもう一つはモニタリング、いまの規制法の建前は、設置者が保安規定をつくって、その周辺の放射能水準の調査をやって、その測定は機械がやりますけれども、それによつて科学技術庁がいろいろ報告を受け、安全であるとか注意せよとかということをやる。規制法でモニタリングを設置者にやらせて、科学技術庁がそれをみて保安上の措置をとるという建前になつてますが、地方公共団体も県民なり市町村民の安全を守る責務があるんだから、モニタリングを地方公共団体にやらせてくれ、そしてそれに必要な費用を国でみるべきだというこの三つの点がかなり強い動きになつております。これはわれわれは法律に現地の同意を得るというのは建前上も適切でない、すなわち安全審査といふものは、科学的に中央で

一ヵ所でやるのが本当なんだというふうに思つております。ただこれは村長なり地方の府県知事の了解を得ないと円滑全部について周辺の道路整備とか地帯整備を國家の資金でやっていかなければいけぬという要望が強くなっています。

**金沢** それを法律制度化せよというわけですね。

**成田** それが制度化がかえつて原子力の立地問題の解決に寄与するかマイナスになるかというのが非常に問題です。

**下山** 原子力炉施設の安全性の問題と

いうのは、どうしてもその施設の周辺の人口密度と大いに関係があるわけです。

**成田** モニタリングについては、ただ

設置者の機械がはかつたものを科学技術

庁がみるだけではなくて、これを地方団体の推薦するいろいろな試験所の専門家

…。

の事業者の外側にいる公衆の側を何らか規制するというわけにはいかないのです。ですから立地問題でも、たとえばある原子炉敷地は周辺の人口が何メーターハンブルの円のうちにどのくらいしか住んでない、だからこれでいいんだということがあります。

**金沢** おつしやるようモニタリングの点は、これは公害一般として国が金を出すというような形でもやっていく必要があるというふうには思いますね。ただ事業者だけにやらせておくことで、

…。

**成田** それから買ひ手の一般庶民となると、心理的にはそこの魚は危いといふ。そういう懸念もあって、そういうことで漁業と原子力施設の調整の問題といふのは、これは水産庁あたりとくどくど時々懇談会を持ってやつておりますけれども、これは本当に大きな問題だと思います。

いうことで单なる行政的な措置としてやつていくというのは非常にむずかしく、り地方の府県知事の了解を得ないと円滑にいかず、実際いまでは地方責任者の了解を得てやつているのですが、それが法律問題に発展をして困つております。

**金沢** 田次長の言われたモニタリングなども事業者のほうから報告という形になつておられます。だから地方公共団体が持つていうこと自体は、周辺住民のためにローカルなチェックを自分でやっていくといふのは悪いことではないと思いますが、そこには法的な問題とは別に国対地方自治体の問題が出てくると思います。

**成田** モニタリングについては、ただそれは何とか地区の魚だといふと買わなくとも、あるいは値段が半分にたたかれるだけではなくて、これを地方団体の推薦するいろいろな試験所の専門家とかなんとかも入れて、地元も一緒にみて安心をする、危いときはまた規制をするということも必要だと思つて検討しておりますが、道路の問題と知事の同意権は慎重を要する問題です。

**金沢** おつしやるようモニタリングの点は、これは公害一般として国が金を出すというような形でもやっていく必要があるというふうには思いますね。ただ事業者だけにやらせておくことで、

ごとすると、土地を買ひとるとか地盤権の設定をするとかしなければやつていけないので、そうなるとこのための所需要資金も莫大なものになつていくことになります。ただここには入らないようにと

**金沢** 漁民の反対——その妥当性——

**下山** 第五福竜丸の事件もあつたし：△……立地確保の困難性

いうのは、排水に放射能を帶びてくると、ということなんでしょうか。その点は相当厳重にコントロールされているというふうに思うのですけれども……。

**成田** 放射能を帶びて排水が出るということ、それから火力も同じですが、温度の問題、それでこれはいろいろ科学的にはやつていますけれども、漁民のいふことともわからぬではない。たとえばある地点に発電所ができた。そうするといふことは悪いことではないと思いますが、とにかく科学技術庁が放射能がないようにしているのだから安全だといつても、あれは何とか地区の魚だといふと買わなくとも、あるいは値段が半分にたたかれるだけではなくて、これをどうしてくれるのだという。佐世保の今度のソードフィッシュ号のときも、三日間佐世保の魚が売れなかつたということで補償を要求しておりますけれども……。

**金沢** 第五福竜丸の事件もあつたし：

…。

**成田** それから買ひ手の一般庶民となると、心理的にはそこの魚は危いといふ。そういう懸念もあって、そういうことで漁業と原子力施設の調整の問題といふのは、これは水産庁あたりとくどくど時々懇談会を持ってやつておりますけれども、これは本当に大きな問題だと思います。

は、先ほど金沢先生のおっしゃいました四〇〇〇万キロワット、昭和六〇年までにやるということになりますと、開発推進にとって一番の頭の痛い問題は、原子力技術もさりながら、日本では場所を捜すということが最大の問題になっているわけです。それをどうするか、というのは、やはりこれは日本の国民感情の問題もあるし、それからいろいろな経緯もありますから、法律的にどうするか、ということはちょっと名案がないのです。それが以前の問題のような感じがします。

### 金沢 そこはむずかしい問題ですね。

下山 それから先ほど次長からお話をありましたように、やはり地方的には原子力のような大規模な設備ができることによって直接的間接的に地方財政を潤わすとか、地域経済を活潑にするとか地方自治全般に関連する問題も出ているようですし、その辺もただ原子炉の安全性が心配だという以外にいろいろな要素が加わっているように聞いております。

### 五 軍事転用の防止

金沢 それでは次に、平和利用との関連で最初に出た問題ですが、軍事転用の妨止をどういうふうにしてやるか、これは大問題であるわけでありまして、この点については、軍事転用の防止のための保障措置ということが国際的にも要求さ

れてきている。日本の国内法的にはどういうようなやり方があるか、またその適用の方法についてどういう問題があるか、というこの点についてひとつお話を伺いたいと思います。

#### (1) 軍事転用防止と保障措置（査察）

成田 外国から燃料をもらう、多くアメリカからもらっていますが、イギリスあるいはカナダから購入しております。この場合軍事転用にならぬような査察を供給国がやるような協定になっておりまして、これは国連の原子力機構に委任し

たようななかでやっております。この趣旨は非常に結構なことですけれども、実際やられる原電の下山さんのところが最初の査察を受けている当事者ですが、商業的な運転に非常に支障になる。長い時間機械をとめられて検査でもやられたら非常な損失を受ける。さらにはいろいろな商業的な機密がそれによつて漏れるおそれもあるということで、なるだけ査察といふものは軍事転用にならないと

いう趣旨、それさえわかればいいんだから、簡単な方法でやれないか、それから機密漏洩にならぬようやり方がないか、これは査察を受ける日本の大きな要請になつて、国連あたりでも強く主張をしているのです。査察というのは考えて

みますと、日本みたいに国内法で平和に限ることを宣言し、原子力委員会をつく

つて監視しているのだから、それだけで安心していいではないか、という言い方も

#### ▽……核拡散防止条約と査察

成田 査察と関連してまたもう一つは、核拡散防止条約の問題が出まして、とても信用してくれないので、やはり現

地に行ってみないといけない、というこ

と、それからもう一つは、われわれはこれから向こうと、国内査察というか、日本の規制法によつて日本の官庁がこういうふうにちゃんと燃料のゆくえについてはどうなつて、どのくらい出て、これはこうなつているということを国内査察でやつて

いる、その報告をみせることによって国際査察というものをなるべく簡単にしてもらえないだろうか、というのも一つ考

えます。基本法によつてわが国は平和利用しかやらぬのだから、国際査察をやめ

てくれ、ということは通らぬでしようが、国内査察というか、規制法による規制が、

どういうことになつていて、なるべく内査察といふことは、それからIAEA（国際原子力機関）の参加国は自己査察で間

た核防衛条約が成立するとそれによって受け取ることになりますが、核防衛条約では核

保有国は査察を条約上受けないで済むよ

うになつていて、それも不公平ではない

か、ということ、それからユーラトム（EURATOM）の参加国は自己査察で間

に合うようにやるということで、日本だけが正直者が損をするというようなかつ

こうになつては困るということです。日本は最初に査察を受け、またちゃんと守

つていてる国ですが、そういう不公平のな

いようについて、これは今後核防衛条約の加入問題がどうなるかわかりませ

んが、もしも日本が入ることになつたと

しても、査察が不平等でないよう、ま

た商業的な運転の支障になつたり、商業

1968.11.1 (No. 409)

## リスト

機密が漏れないようやうなやり方を日本が率先して提唱していきたい。結局平和利用がそれによって阻害されないこと、軍事利用には転用はしないのですから、それによって平和利用の支障にならぬように日本が強く主張していく立場だと思います。これは原電がもう一番の当事者ですから……。

**金沢** 下山さんどうですか。

### ▼……国際原子力機関の査察

**下山** まず国際原子力機関の査察といふことをちょっと御説明致しますと、日本は約一〇年前にアメリカ、カナダ、イギリスと原子力協定を結んだわけですが、もともとこの各国との双務協定の中に、日本が資材あるいは核物質をもらった場合、アメリカなりイギリスなりが査察権を含む軍事転用防止の保障措置を行なうということになっており、さらに将来、その仕事を双務協定の相手国ではなくて、第三者である国際原子力機関に移すという約束があつたわけです。そこで日米協定を例にとりますと、アメリカと日本と国際機関とが三者協定を締結して、二国間協定で規定されている保障措置を国際機関へ移したわけです。それまでに国際機関では各国が集まつてどういふ形で査察を実施するかということを議論して保障措置規則というものをつくり、その規則をベースにして、移管協定の

条項を作成するという方法をとっております。東海村の原子炉は、大型の商業用の原子炉としては世界で最初に国際機関の査察に移つたものとして、またその後も国際機関の査察下に大型原子炉発電所を移すというのは、試験的にアメリカといギリスが一部分を行ないましたけれども、ほかにはないといつていだらうと思います。私も外務省のお手伝いをして移管協定の交渉に参加したのですが、そのときに感じたことは先ほどの保障措置規則では軍事利用に転用されるのをどうしても防止するという趣旨からいくと、法的には査察官は、施設の運転停止をはじめどんなことでもできるようにしておかなければならぬ。しかし他方ではそれが先ほど成田さんのほうからお話しになりましたように発電用原子炉という商売道具となりますと、査察などのために時々運転をとめたり、あるいは商業機密が漏れたりそういうことになつては困る。だから趣旨と実施規定とをどうやつてうまくかみ合わせるかということがむずかしいということでした。こうした要請を満足させる査察技術や、原子力施設側の技術の改良ということも今後開発がすすめられていくことでしょう。

**金沢** プルトニウムをとり出す再処理工場というものは、日本でも将来やつていくという考え方にはなつてきているわけでしょう。

**成田** 再処理工場は四六年度までにつくりたい、これは東海村を予定しているが、地元の反対にあって、目下その渦中にあります。再処理工場、燃料加工事業、当然みんな査察の対象になるわけです。

単独の許認可は、一部分を除き行なつていいという点からくる問題です。これはどういうことかといふと、核物質が使われる製錬工場、加工工場、再処理工場、原子炉の許可に附隨して、これらの施設の事業者に与えられるということです。アメリカの場合と比較するとはつきりするのですが、アメリカの原子力法では、施設の許可はもちろんですが、物質の許可も必要であり、施設者は両方をとるわけです。この二つの実際面での違いは、日本では核物質の輸送、貯蔵、廃棄はすべて前に述べた四つの事業に附随する行為ので、その点ではあまり問題がないようになります。

### ▼……原子力関係の条約と国内法

**下山** それからこの関係の条約と国内法との関係では、いまの国内法の規制を守つていれば一応は条約上の要件にも合致するよう移管協定もくられていますので、その点ではあまり問題がないよう

**(2) これからの課題**

**成田** 再処理工場は四六年度までにつくりたい、これは東海村を予定しているが、地元の反対にあって、目下その渦中にあります。再処理工場、燃料加工事業、当然みんな査察の対象になるわけです。

**下山** それからいまの軍事転用防止規制に関連して核物質の国内規制の仕方と申しますと、たとえば核爆発の平和利用の問題に端的に現われているように、核兵器や軍事利用の問題と切り離して平和

利用開発に関連する問題を考えることは無意味だということです。これは原子力のものの宿命であり、そういう認識と現状分析にたって、原子力政策はもちろも国際機関の査察下に大型原子炉発電所を移すというのは、試験的にアメリカとイギリスが一部分を行ないましたけれども、ほかにはないといつていだらうと思います。私も外務省のお手伝いをして移管協定の交渉に参加したのですが、そのときに感じたことは先ほどの保障措置規則では軍事利用に転用されるのをどうしても防止するという趣旨からいくと、法的には査察官は、施設の運転停止をはじめどんなことでもできるようにしておかなければならぬ。しかし他方ではそれが先ほど成田さんのほうからお話しになりましたように発電用原子炉という商売道具となりますと、査察などのために時々運転をとめたり、あるいは商業機密が漏れたりそういうことになつては困る。だから趣旨と実施規定とをどうやつてうまくかみ合わせるかといふことがむずかしいということでした。こうした要請を満足させる査察技術や、原子力施設側の技術の改良ということも今後開発がすすめられていくことでしょう。

それから昨今の核防衛について一言申しますと、たとえば核爆発の平和利用の問題に端的に現われているように、核兵器や軍事利用の問題と切り離して平和

てくることとなりますし、それから日本にも成型加工工場ができる、原子炉の中に入れる燃料体をつくるようになると、細かい話ですが、そのときに濃縮ウランのスクラップが出たりします。このような核物質の移転を量目をめやすにして軍事転用防止措置が迫っかけているわけですが、いろいろな生産、加工段階を経ていくと、一つ一つを追跡するのがなかなかむずかしくなってくる。それから転用防止措置の一つの主眼であるブルトニウムは申すまでもなく原爆なり水爆の材料ですけれども、これは将来夢の原子炉といわれる高速炉の燃料になりますので、今後は各国の間でこれを自分のところで余っているから売りたいという者も出てくるだろうし、それから買おうという者も出てくるでしょう。こういう物質の商業的流通が転用防止に関連した規制でひつかかって売れない、買えないということはまた困った問題が出てくるでしょう。今後核防条約の問題にしても平和利用の商業活動との関連を実際運用面でどうつけていくのか、さらにはどの程度まで立法技術というか、条約技術の上からこれを規制していくかというのは、やはり大きな問題点だろうと思いません。

おわりに

金沢 きょうは「原子力法制の現状と

問題点」ということで、必ずしも最終的に解決というか、あるいは解決方策というの今まで出なかつた点が多かつたと思いますけれども、しかし原子力の平和利用なりあるいは国際的環境の中での進展に伴う問題点を浮きぼりにしておくということは意味があつたかと思います。

なお、きょういろいろ御議論いただきましたほかにも、たとえば廃棄物の処理であるとか核燃料並びにその廃棄物の輸送の問題であるとか、あるいは放射能の食品照射の問題等放射線利用に関するいろいろの法律問題、さらに原子力損害の賠償に関する問題なども多々あります。このうち賠償に関する問題は別途下山さんが論文を書いてくださっておりますし、ほかの問題についてはまたいつかあらためてお話をいただきたいと思います。

原子力はいろいろと問題を含んでいるわけですが、やはり基本的な姿勢としては、エネルギーの基本問題にも関連するものでありますだけに、できるだけ前向きの方向で平和利用が進められますように、そしてそういう方向にできるだけ法の役割よりも果たされいくように望みたいと思います。

どうもありがとうございました。

ジュリスト増刊・好評発売中

## 《基本判例解説シリーズ 1》

## 憲法の判例

定価 三五〇円

□いま、判例研究は、広く法律を学ぼうとするすべての学生に、リーガル・マインドを養うための絶好の方法として迎えられている。

□また、単なる解釈技術の観点からではなく、法社会学研究・裁判官の心理学的分析あるいは政治過程の一環として扱えられ、研究されつつある。

□本書は、右状況に応じ、もつとも基本的な重要判例35件を選び、初学者にも理解できるよう問題の整理・解説を工夫、判官の紹介にもかなりのスペースを割いて編集した。

□ここに収められた判例を徹底的に理解しマスターすることによって、他の判例・判例理論への研究は自ら開けるものと確信している。□以下、刑法・民法・商法の基礎的分野について同じ方針で逐次刊行の予定。

## [執筆者]

阿部照哉	室井 力	小林直樹	芦部信喜
宮田 豊	奥平康弘	松尾浩也	久保田きぬ子
野村敬造	伊藤正己	橋本公亘	長谷川正安
高柳信一	覚道豊治	成田頼明	高原賢治
池田政章	香川達夫	外間 寛	和田英夫
田宮 裕	佐々木吉男	横川 博	杉村敏正
円藤真一	深瀬忠一	佐藤 功	杉原泰雄
丸山 健	樋口陽一	有倉達吉	荒 秀
作間忠雄	小島和司	國部逸夫	